

## 観光客受入環境整備緊急対策事業補助金対象事業募集要領

2020年6月10日  
(一社)山口県観光連盟

山口県観光連盟（以下「連盟」という。）では、新型コロナウイルス感染症の収束後における反転攻勢のための基盤を整備し、観光客の来訪を促進するため、感染拡大防止対策の取組を行う宿泊施設へ支援する。

### 1 補助の概要

#### 《対象施設》

旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受け、同法第2条第2項又は第3項の営業を行っている山口県内の宿泊施設

ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む施設を除く

#### 《補助額》

50万円を上限とする定額補助

### 2 補助の対象となる事業

感染拡大防止対策の取組であって、反転攻勢のための基盤整備に資する事業

#### 【事業例】

- サーモグラフィの設置
- 非接触型体温計の整備
- 自動手洗い設備の設置
- 空気換気装置の設置

### 3 補助申請に当たっての留意事項

- ・「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（最新版）」（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟の連名で発出）又は「ホテル業における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン（最新版）」（一般社団法人日本ホテル協会から発出）の趣旨も踏まえて、感染拡大防止対策のための事業計画を策定し、申請書に添付すること。
- ・上記計画に基づく取組内容については、今後、他の宿泊施設が感染拡大防止対策を行う上で、好事例として参考となるものであること。
- ・収束後における観光客の来訪促進が目的であり、これまでのインバウンド等の受入環境整備の取組状況等についても審査に当たっての参考とすること。

#### 4 補助対象となる経費

備品購入費、その他連盟会長が必要と認める経費

※マスク、消毒液等の消耗品の購入は対象外

※詳細は観光客受入環境整備緊急対策事業補助金交付要綱別表を参照のこと

※原則として、消費税及び地方消費税額は補助対象外。但し、消費税法における納税義務者とならない事業者等については、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとする。この場合、補助事業終了後、補助金交付要綱第12条の規定に基づき、消費税等の確定申告に伴う報告書を提出すること

#### 5 募集期間

2020年6月10日(水)～2020年6月30日(火)17時

#### 6 選考方法等

補助事業の選定は、連盟が設置する審査会において審査した後、補助金を交付すべきものと認めた場合に交付決定を行う。

なお、審査は、提出された書面により実施する。

おって、審査の際、感染拡大防止対策の内容については、アドバイザー団体に意見を求めることとする。

#### 【募集等の主な流れ】

##### ① 申請書及び事業計画書の提出

・必要書類を添付の上、申請書類を提出

##### ② 審査委員会による審査

・連盟内に審査委員会を設置し、事業を審査  
(感染拡大防止対策の内容についてはアドバイザー団体に意見照会)

##### ③ 交付決定

・交付決定し、事業者へ通知

##### ④ 事業の実施

##### ⑤ 事業の完了・実績報告書の提出

・事業完了後20日以内又は2021年3月10日までに実績報告書を提出

##### ⑥ 額の確定

・実績報告書を審査し、補助金の額を確定  
・補助金の交付

## 7 申請の方法

### 《申請者》

旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受け、山口県内において同法第2条第2項又は第3項の営業を行っている者

※店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く

※国税及び県税に未納がない者

※反社会的勢力に該当しないこと

### 《申請書等》

所定の様式に必要事項を記入し、連盟まで郵送する。

※連盟のホームページから様式等をダウンロード可。

詳細は観光客受入環境整備緊急対策事業補助金交付要綱参照。

### 《提出先》

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 一般社団法人 山口県観光連盟

## 8 問い合わせ先

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1

一般社団法人 山口県観光連盟 担当：伊藤

メール：[info@oidemase.or.jp](mailto:info@oidemase.or.jp)

電話：083-924-0462

FAX：083-928-5577